



明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

<目次>

1. 新年のご挨拶
2. 令和7年昇給の行方
3. 令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率が変更されます。

### 1. 新年のご挨拶



明けましておめでとうございます。  
 昨年中は大変お世話になり、ありがとうございました。  
 本年もどうぞよろしくお願ひいたします。  
 社会保険労務士法人COMMITMENT  
 代表社員 北原正

昨年は、最低賃金の上昇と年収の壁問題が大きな話題でした。表1を見ても、賃金の上昇が大きくなってきています。これから毎年5%の上昇が予測されます。その時にどれだけの売上利益を上げていかなければいけないかと考えると恐ろしい時代になってきたと思います。今までと同じ利益を出そうと思うと労働生産性を上げなければなりません。労働生産性を上げることができない企業は、退場してくださいという時代がやってきました。

また年収の壁に関係し、社会保険が大きな話題になっています。短時間労働者にも社会保険加入の波がやってきています。社会保険から扶養という概念がなくなり、労災保険のように賃金をもらって働く人は、全員社保加入の時代がやってきます。このような状況で重要なことは人事戦略（採用と退職防止）、DX戦略（生産性向上）が必要です。人事労務に人材を配置することが重要です。配置が難しければ、社長自ら入り込み、陣頭指揮を執っていくことが最優先な時代です。

今年も人事労務関係が、大きなポイントになります。一緒にこれらの課題に取り組んでいきましょう。本年もよろしくお願ひします。

	最低賃金 (福岡県)	引き上げ額	上昇率	初任給 (千円)	上昇率
令和6年	992	51円	5.4%	231.1	5.1%
令和5年	941	41円	4.6%	219.9	3.7%
令和4年	900	30円	3.4%	212.1	0.6%
令和3年	870	28円	3.3%	210.9	0.7%
令和2年	842	1円	0.1%	209.5	0.2%
令和元年	841	27円	3.3%	209.1	0.1%
平成30年度	814	25円	3.2%	208.9	0.5%
平成29年度	789	24円	3.1%	207.8	0.9%
平成28年度	765	22円	3.0%	205.9	0.7%
平成27年度	743	16円	2.2%	204.5	0.8%
平成26年度	727	15円	2.1%	202.9	1.3%
平成25年度	712	11円	1.6%	200.2	-0.8%
平成24年度	701	6円	0.9%	201.8	-1.6%
平成23年度	695	3円	0.4%	205.0	2.3%
平成22年度	692	12円		200.3	

資料出所厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に作成

## 2. 令和7年昇給の行方

日銀が発表した12月の全国企業短期経済観測調査では製造業が大企業・中小企業ともに改善したのに加え、非製造業の景況感も高水準を保っています。これまでの賃上げが消費を支え、価格転嫁の進展も企業業績を下支えしており、連合は令和7年の春季交渉において、令和6年度と同水準の「3%以上ベースアップ」を含む5%以上の賃上げを求める方針を明らかにしました。一方で政府は「新しい資本主義実現会議」の中で、中堅・中小企業の賃上げ環境の整備、付加価値の向上や省力化に資する投資の促進を重点政策に掲げています。

業種別賃金改定実施状況別事業所割合(%)

一般労働者及びパート労働者の賃金上昇率(単位:円、%)

	1~6月に賃金引き上げを実施した事業所		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所		1時間当たり賃金額				
	R6年	R5年	R6年	R5年	一般労働者		パート		
					賃金上昇率	賃金	賃金	賃金	
産業計	42.8	43.5	16.4	17.4	R6年	1,664	1,218	2.1	2.8
					R5年	1,629	1,185	2.0	2.1
製造業	44.7	45.1	16.9	19.2	R6年	1,644	1,168	2.1	3.8
					R5年	1,610	1,125	2.1	2.1
卸売業・小売業	41.1	39.7	16.5	20.5	R6年	1,690	1,162	1.9	2.5
					R5年	1,658	1,134	1.9	2.1
学術研究、専門・技術サービス業	50.6	51.0	16.4	12.2	R6年	1,881	1,373	1.8	1.6
					R5年	1,847	1,351	2.1	3.0
宿泊業・飲食サービス業	31.2	34.6	18.8	18.5	R6年	1,486	1,111	2.1	3.2
					R5年	1,455	1,077	2.2	2.7
生活関連サービス業、娯楽業	30.3	34.1	14.3	15.3	R6年	1,526	1,178	1.6	4.1
					R5年	1,502	1,132	2.2	1.4
医療・福祉	62.9	62.3	16.4	16.0	R6年	1,601	1,421	2.5	2.4
					R5年	1,562	1,388	1.8	1.9
サービス業(他に分類されないもの)	40.9	42.1	14.0	11.5	R6年	1,708	1,246	2.3	1.5
					R5年	1,669	1,227	2.3	1.5

(上記はいずれも厚生労働省「令和6年賃金改定状況調査結果より)

では今年の賃金改定の環境はどうでしょうか。民間の調査会社によりますと、令和7年の春季賃上げ率(厚生労働省ベース)については、令和6年(5.33%)を下回る予測を立てています。労働需要のタイト化、企業業績の完全を受けて高い伸び率が続くが、物価上昇率が鈍化しつつあるうえ、大企業の高い賃上げ率に追従できない中小企業も増えつつあることがその要因であるとの考察です。インバウンド需要が大きく見込まれる中、対面型サービス業を中心に多くの業種で人手不足が深刻化しており、さらなる賃上げを行う企業が増加する可能性があるでしょう。

## 3. 令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率が変更されます。

「高年齢雇用継続給付」は、高齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的とし、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の雇用保険一般被保険者に給付金を支給する制度です。当制度について、令和7年4月1日から支給率が変更になりますので、ご案内をいたします。

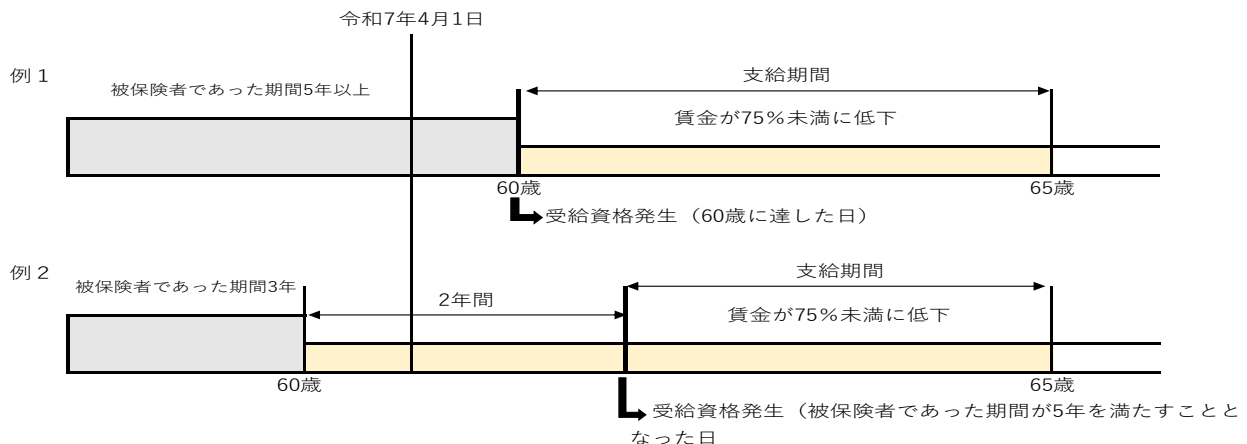
### 令和7年4月1日以降の支給率

各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乘せされる支給率
64%以下 (61%以下)	各月に支払われた賃金額の10% (15%)
64%超75%未満 (61%超75%未満)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給

※( )内は令和7年3月31日以前の低下率・支給率です。※支給限度額・最低限度額の取扱いに変更はありません。

### 対象の方

令和7年4月1日以降に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方が対象となります。



※令和7年3月31日以前に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方は現行の支給率から変更はありません。

問い合わせ 092-791-2056